

鹿児島県農政部長 殿

農林水産省九州農政局
地方参事官（鹿児島県担当）

加工用米等の需要に応じた適正流通の確保について

日頃から水田農業政策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、令和 6 年産の主食用米の J A 系統の概算金（仮渡金）が前年産に比べて大幅に引き上げて設定されたこと等の影響により、加工用米及び新規需要米（以下「加工用米等」という。）の生産を行っている農業者から地域農業再生協議会等に対して、加工用米等の出荷の取扱いに関する問合せが多数寄せられているところと承知しております。

ご承知のとおり、加工用米等については、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成 6 年法律第 113 号）における用途限定米穀であり、定められた用途以外への販売が禁止されており、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産 3578 号農林水産省生産局長通知）に基づき、農業者等と加工用米等需要者との契約の下、国の認定を受け、生産され流通しているものです。

したがって、これら関係法令等の下で、加工用米等の生産に取り組んでいる農業者におかれては、主食用米では対応しがたい低価格帯の米を原料として加工品を製造する加工用米等需要者の需要に対応すべく、契約した需要者に確実に出荷していただく必要があります。

このことについて、貴管内の地域農業再生協議会をはじめ、関係機関等に対して周知していただき、加工用米等の需要に応じた適正流通の確保が徹底されるよう、よろしくお願いいたします。

【担 当】

九州農政局鹿児島県拠点
経営所得安定対策チーム
萩原、宮永
電話番号：099-222-7563

(参 考)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）

（抜粋）

（遵守事項）

第七条の二 農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定めることができる。

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）（抜粋）

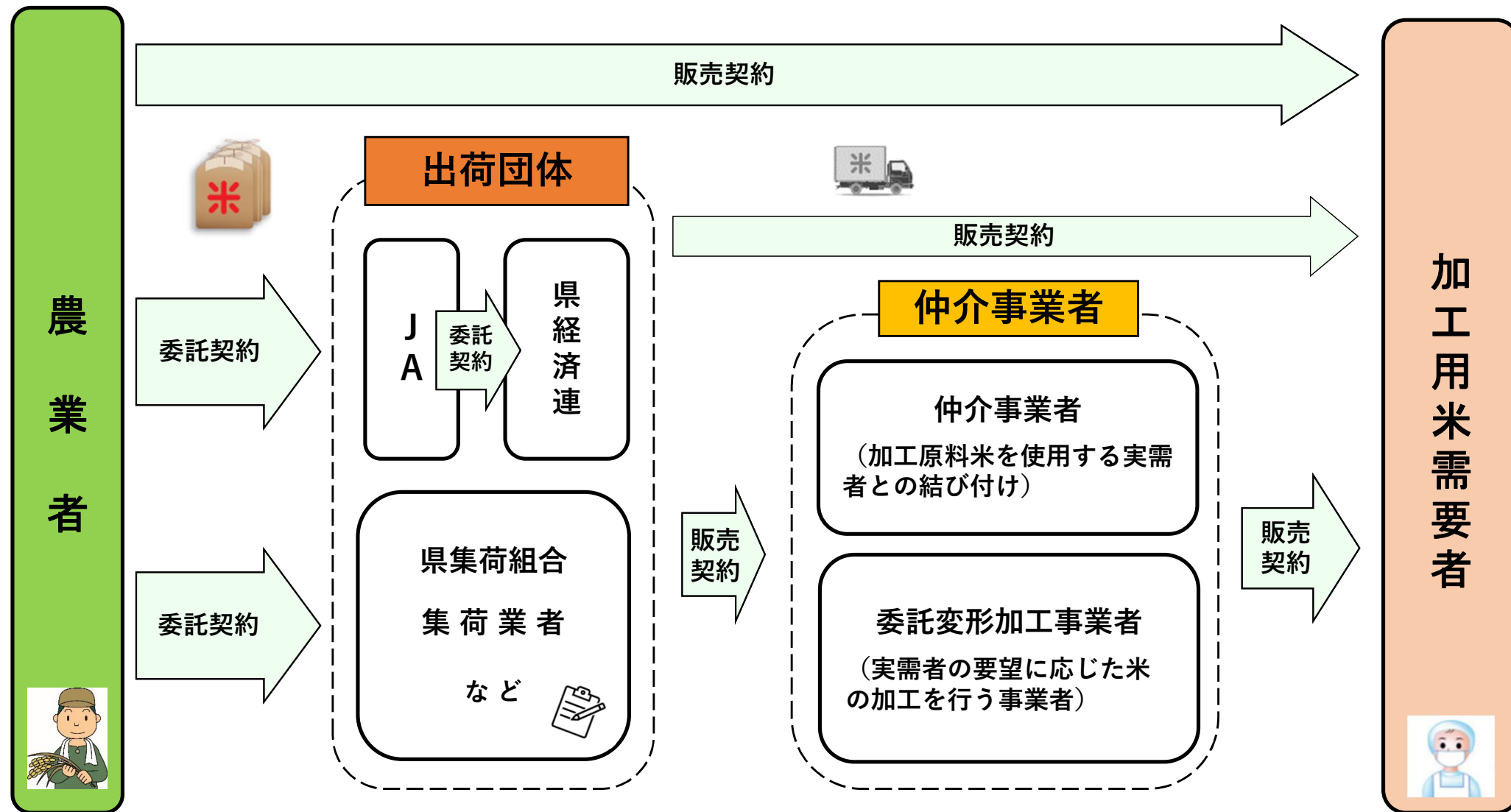
第二章 用途限定米穀

（用途限定米穀の用途外使用等の禁止）

第二条 米穀の出荷又は販売の事業を行う者（以下「出荷販売事業者」という。）は、用途限定米穀を、その定められた用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売してはならない。ただし、あらかじめ農林水産大臣（出荷販売事業者であって、その主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものにあつては、当該地方農政局の長。第四条第一項第二号において同じ。）の承認を受けて、定められた用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売する場合は、この限りでない。

(参考)

加工用米の生産・流通の主な流れ



《注》上記以外に、中間流通事業者、とう精業者など多くの関係業者がかかわる場合もあり、すべての流通経路を図示しているものではありません。